

特定証券情報

【表紙】	
【公表書類】	訂正特定証券情報
【公表日】	平成30年11月8日
【発行者の名称】	筑波精工株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 傅 寶菜
【本店の所在の場所】	栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10
【電話番号】	0285-55-0081
【事務連絡者氏名】	管理部長 松坂 一生
【担当J-Adviserの名称】	株式会社アイ・アール ジャパン
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング26階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html
【電話番号】	03-3519-6750
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価格の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 875,000,000 円 以内 (注) 発行価格の総額は公表日現在における 見込み額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を平成30年11月28日に TOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場の際には、「第一部【証券情報】」の 「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載 の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称 株式会社証券保管振替機構 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 該当事項はありません。
【安定操作に関する事項】	
【公表されるホームページのアドレス】	筑波精工株式会社 http://www.tsukubaseiko.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1 【訂正特定証券情報の公表理由】

平成30年10月23日付で公表いたしました特定証券情報の記載事項のうち、株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘に係る条件及び取得勧誘に関し必要な事項を平成30年11月8日開催の取締役会において決定いたしました。これらに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、並びに「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(3)その他」に第34期中間期（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表等に係る記載を追加するため、訂正特定証券情報を公表するものであります。なお、「第6【経理の状況】1【財務諸表等】(3)その他」に第34期中間期（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表等については、追加内容が多岐にわたるため、一括して記載しております。

2 【訂正事項】

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

- (1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】
- (2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】

6【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

- (1)【新規発行等による手取金の額】
- (2)【新規発行等の理由及び手取金の使途】

第4【その他の記載事項】

第二部

【企業情報】

第6【経理の状況】

1【財務諸表等】

- (3)その他

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

<訂正前>

平成30年11月15日に決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施にあたってはリーディング証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行う予定です。

形態	発行数（株）	発行価格の総額 （円）	資本組入額の総額 （円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	700,000	<u>840,000,000</u>	<u>420,000,000</u>
計（総発行株式）	700,000	<u>840,000,000</u>	<u>420,000,000</u>

(注) 1. 上記の各金額は公表日（平成30年10月23日）現在における想定発行価格（1,200円）に基づき算定した見込額であり、今後変更されることがあります。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。

2. 当社は上記発行数の一部につき、当社が指定する取得勧誘先へ申込を要請する予定であります。当社が指定する取得勧誘先、株式数及び取得勧誘の目的は下表のとおりであります。

指定する取得勧誘先	株式数	取得勧誘の目的
株式会社オプトラン	<u>（取得金額5億円を上限として要請を行う予定であります。）</u>	当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため

なお、当該取得勧誘先の指定は公平かつ公正な取得勧誘を行う目的から、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」を参考として行う発行者が指定する先への取得勧誘であります。

<訂正後>

平成30年11月15日に決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施にあたってはリーディング証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行います。

形態	発行数（株）	発行価格の総額 （円）	資本組入額の総額 （円）
----	--------	----------------	-----------------

株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	700,000	875,000,000	437,500,000
計（総発行株式）	700,000	875,000,000	437,500,000

(注) 1. 上記の各金額は平成30年11月8日開催の取締役会で決定された仮条件（1,200円～1,300円）の平均価格（1,250円）に基づき算定した見込額であり、今後変更されることがあります。各金額の決定の時期及び方法については、後記「(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】」をご参照ください。

2. 当社は上記発行数の一部につき、当社が指定する取得勧誘先へ申込を要請しております。当社指定の取得勧誘先（親引け先）の状況等につきましては、後記「第4【その他の記載事項】3 親引け先への取得勧誘について」をご参照ください。当社が指定する取得勧誘先、株式数及び取得勧誘の目的は下表のとおりであります。

指定する取得勧誘先	株式数	取得勧誘の目的
株式会社オプトラン	上限280,000株	当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくため

なお、当該取得勧誘先の指定は公平かつ公正な取得勧誘を行う目的から、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」を参考として行う発行者が指定する先への取得勧誘であります。

(2) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

<訂正前>

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 3	未定 (注) 4	100	自 平成30年11月16日 (金) 至 平成30年11月20日 (火)	平成30年 11月27日 (火)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たり払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。

発行価格は、平成30年11月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要の状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、平成30年11月15日に決定する予定であります。

また当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

3. 発行価額は、平成30年11月8日開催の取締役会において決定する予定であります。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。

4. 資本組入額について、当社は、平成30年10月23日開催の取締役会において、平成30年11月15日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増

加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

5. 申込みに先立ち、平成30年11月9日から平成30年11月14日までの間でブックランナーであるリーディング証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。
取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。
なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるリーディング証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
6. 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込に係る書類を提出することとし、平成30年11月26日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
7. 株式受渡期日は、平成30年11月28日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

<訂正後>

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	払込期日
未定 (注) 2	1,020 (注) 3	未定 (注) 4	100	自 平成30年11月16日 (金) 至 平成30年11月20日 (火)	平成30年 11月27日 (火)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たり払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。

仮条件は1,200円以上1,300円以下の価格といたします。また当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定いたしました。発行価格は、当該仮条件による需要の状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、平成30年11月15日に決定する予定であります。

なお、当該仮条件は変更されることがあります。

3. 発行価額は、平成30年11月8日開催の取締役会において決定いたしました。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。
4. 資本組入額について、当社は、平成30年10月23日開催の取締役会において、平成30年11月15日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 申込みに先立ち、平成30年11月9日から平成30年11月14日までの間でブックランナーであるリーディング証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。

取扱証券会社	所在地
リーディング証券株式会社	東京都中央区新川一丁目8番8号 アクロス新川ビル5階

取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流動性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。

なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるリーディング証券株

式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

6. 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込に係る書類を提出することとし、平成30年11月26日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
7. 株式受渡期日は、平成30年11月28日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
840,000,000	35,500,000	804,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における想定公開価格（1,200円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

<訂正後>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
875,000,000	35,500,000	839,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、平成30年11月8日開催の取締役会で決定された仮条件（1,200円～1,300円）の平均価格（1,250円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
4. 平成30年11月8日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額である発行価額で算出した場合、本取得勧誘における払込金額の総額（見込み額）は714,000,000円となります。

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

<訂正前>

新規発行等の手取金である差引手取概算額804,500千円は、新規生産設備の導入、並びに管理系システムの導入、国内外人材採用・海外拠点整備に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

（単位：千円）

項目	予定金額	支払予定	
		平成31年3月期	平成32年3月期
新規生産設備の導入 ・ピコレーザークッター ・熱プレス機	210,000	95,000	115,000
管理系システム導入 ・会計システム ・原価計算システム	32,000	12,000	20,000
運転資金 ・国内外営業採用 ・国内外技術者採用 ・海外拠点整備費/維持費	<u>562,500</u>	150,000	<u>412,500</u>
計	<u>804,500</u>	257,000	<u>547,500</u>

<訂正後>

新規発行等の手取金である差引手取概算額839,500千円は、新規生産設備の導入、並びに管理系システムの導入、国内外人材採用・海外拠点整備に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定	
		平成31年3月期	平成32年3月期
新規生産設備の導入 ・ピコレーザークッター ・熱プレス機	210,000	95,000	115,000
管理系システム導入 ・会計システム ・原価計算システム	32,000	12,000	20,000
運転資金 ・国内外営業採用 ・国内外技術者採用 ・海外拠点整備費/維持費	<u>597,500</u>	150,000	<u>447,500</u>
計	<u>839,500</u>	257,000	<u>582,500</u>

第4【その他の記載事項】

<訂正前>

2 ロックアップについて

本取得勧誘に関連して、TNP中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合、柿崎尚志氏、樋口俊郎氏、傳寶菜氏、トゥルーバキャピタル株式会社、坂井正明氏、盟立自動化股份有限公司、アプライド マテリアルズ ジャパン株式会社、KSP 4号投資事業有限責任組合、イーグローバレッジ株式会社、安岐浩一氏は担当J-Adviserの事前の書面による同意なしには、上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2019年5月26日までの期間（「ロックアップ期間」という）中、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振（個人の場合には資産状況の悪化）等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。また当社の新株予約権者である傳寶菜氏、樋口俊郎氏、川瀬信雄氏、坂本英男氏、他従業員8名は、当該新株予約権の譲渡又は担保権の設定は認められておりません。

<訂正後>

2 ロックアップについて

本取得勧誘に関連して、TNP中小企業・ベンチャー企業成長応援投資事業有限責任組合、柿崎尚志氏、樋口俊郎氏、傳寶菜氏、トゥルーバキャピタル株式会社、坂井正明氏、盟立自動化股份有限公司、アプライド マテリアルズ ジャパン株式会社、KSP 4 号投資事業有限責任組合、イーグローバレッジ株式会社、安岐浩一氏は担当J-Adviserの事前の書面による同意なしには、上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2019年5月26日までの期間（「ロックアップ期間」という）中、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振（個人の場合には資産状況の悪化）等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。また当社の新株予約権者である傳寶菜氏、樋口俊郎氏、川瀬信雄氏、坂本英男氏、他従業員8名は、当該新株予約権の譲渡又は担保権の設定は認められておりません。

さらに、親引け先である株式会社オプトランは担当J-Adviserに対し、上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の2019年5月26日までの期間中、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く）を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

3 親引け先への取得勧誘について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	名称	株式会社オプトラン
	本店の所在地	埼玉県川越市竹野10番地1
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 林 為平
	資本金	4億円
	事業の内容	真空成膜装置、周辺機器および真空成膜製品を使用したユニットの製造、販売および輸出入 上記の製品のメンテナンスおよびコンサルティング業務
b. 当社と親引け先との関係	主たる株主及び保有比率	浙江水晶光电科技股份有限公司：16.45% 株式会社アルバック：11.13% 孫大雄：6.91%
	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	親引け先は当社の取引先の1社であります。
親引け先の選定理由		当社における友好的取引関係を今後も維持・発展させていくために行うものであります。
親引けしようとする株式の数		未定（新規発行株式のうち、280,000株を上限として、平成30年11月15日（発行価格決定日）に決定される予定。）
株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額の払込みに必要な資金力を十分に有している旨の説明を受けております。
親引け先の実態		親引け先は東京証券取引所市場第一部に上場しており、ホームページ上にコーポレート・ガバナンス報告書を掲載し、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を示していることから、反社会的勢力との関係を有していないと判断いたしました。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「2 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 取得勧誘の条件に関する事項

取得勧誘における価格は、発行価格決定日（平成30年11月15日）に決定される予定の「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】」における発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)	特定投資家 向け取得勧 誘後の株式 総数に対す る所有株式 数(株)	特定投資家 向け取得勧 誘後の株式 総数に対す る所有株式 数の割合(%)
TNP中小企業・ベンチャー 企業成長応援投資事業有限 責任組合	神奈川県横浜市港北区新横 浜三丁目6番地1	381,000	10.49	381,000	8.80
創新工業技術移轉股份公司	中華民國 台北市和平東路 二段106號6樓	361,000	9.94	361,000	8.34
株式会社オプトラン	埼玉県川越市竹野 10番地1	-	-	280,000	6.47
合同会社 T C T S O 5	東京都千代田区丸の内三丁 目1番1号 東京共同会計事 務所内	275,000	7.57	275,000	6.35
柿崎尚志	栃木県河内郡	270,000	7.44	270,000	6.23
樋口俊郎	東京都文京区	268,000 (10,000)	7.38 (0.28)	268,000 (10,000)	6.19 (0.23)
TEL Venture Capital, Inc.	3100 West Warren Ave. Fremont, California U. S. A.	255,000	7.02	255,000	5.89
傳 寶菜	栃木県真岡市	747,000 (530,000)	20.57 (14.60)	747,000 (530,000)	17.25 (12.24)
トゥルーバキャピタル株式 会社	東京都千代田区大手町一丁 目3番2号 経団連会館15階	200,000	5.51	200,000	4.62
坂井正明	大阪府大阪市	180,000	4.96	180,000	4.16
計	-	2,937,000 (540,000)	80.89 (14.87)	3,217,000 (540,000)	74.28 (12.47)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は平成30年6月30日現在のものです。
2. 特定投資家向け取得勧誘後の株式総数に対する所有株式数及び特定投資家向け取得勧誘後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成30年6月30日現在の所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合に本取得勧誘の新規発行株式数である上限700,000株及び親引け（株式会社オプトラン：280,000株）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を除く株式総数に対する割合であります。また（）内は新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第6 【経理の状況】

1 【財務諸表等】 (3)その他

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

最近の経営成績及び財政状態の概況

第34期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の業績の概要は次のとおりであります。

なお、この中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、中間財務諸表に対する監査は未了であり中間監査報告書は受領していません。

①【中間財務諸表等】

イ〔中間貸借対照表〕

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成30年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		164,527
受取手形		2,828
電子記録債権		—
売掛金		18,822
製品		31,998
仕掛品		1,977
原材料		11,688
貯蔵品		—
前払費用		1,092
未収還付消費税等		4,728
未収入金		1,499
流動資産合計		239,163
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）		0
機械及び装置（純額）		1,165
工具、器具及び備品（純額）		9,067
有形固定資産合計		10,233
無形固定資産		
電話加入権		72
無形固定資産合計		72
投資その他の資産		
差入保証金		6,000
長期前払費用		—
繰延税金資産		12,510
投資その他の資産合計		18,510
固定資産合計		28,817
資産合計		267,981

(単位：千円)

当中間会計期間
(平成30年9月30日)

負債の部	
流動負債	
支払手形	11,899
電子記録債務	11,159
買掛金	3,244
1年内返済予定の長期借入金	2,799
未払金	36,489
未払費用	2,852
未払法人税等	13,590
預り金	1,350
前受金	3,000
賞与引当金	2,891
製品保証引当金	5,055
流動負債合計	94,330
固定負債	
長期借入金	10,461
固定負債合計	10,461
負債合計	104,791
純資産の部	
株主資本	
資本金	472,925
資本剰余金	
資本準備金	422,925
資本剰余金合計	422,925
利益剰余金	
利益準備金	2,500
その他利益剰余金	
別途積立金	13,000
繰越利益剰余金	△744,160
利益剰余金合計	△728,660
自己株式	△4,000
株主資本合計	163,189
純資産合計	163,189
負債純資産合計	267,981

ロ [中間損益計算書]

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
売上高	271,365
売上原価	
製品期首たな卸高	23,816
当期製品製造原価	98,537
当期製品仕入高	16,318
合計	138,671
他勘定振替高	1,869
製品期末たな卸高	31,998
製品売上原価	104,804
売上総利益	166,561
販売費及び一般管理費	101,080
営業利益	65,481
営業外収益	
受取利息	1
為替差益	2,562
雑収入	27
営業外収益合計	2,591
営業外費用	
支払利息	69
上場費用	10,000
営業外費用合計	10,069
経常利益	58,003
特別利益	
固定資産売却益	1,286
特別利益合計	1,286
税引前中間純利益	59,290
法人税、住民税及び事業税	10,028
法人税等調整額	-
法人税等合計	10,028
中間純利益	49,261

ハ〔中間キャッシュ・フロー計算書〕

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	59,290
減価償却費	2,101
固定資産売却益	△1,286
受取利息及び受取配当金	△1
支払利息	69
売上債権の増減額 (△は増加)	△103,399
たな卸資産の増減額 (△は増加)	30,602
仕入債務の増減額 (△は減少)	△64,885
その他の資産の増減額 (△は増加)	2,916
未払金の増減額 (△は減少)	33,361
その他の負債の増減額 (△は減少)	3,925
小計	△37,304
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△67
法人税等の支払額	△332
営業活動によるキャッシュ・フロー	△37,703
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△1,588
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,588
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△1,837
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,837
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△41,129
現金及び現金同等物の期首残高	195,656
現金及び現金同等物の期末残高	154,527

②【注記事項】

(中間貸借対照表関係)
該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
現金及び預金	164,527千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	10,000
現金及び現金同等物	154,527

(株主資本等関係)
該当事項はありません。